

研究論文

## 新学習指導要領における中学校社会科歴史的分野の「ギリシャ・ローマの文明」と民主政治の来歴の観点に関する一考察

堀井 健一（長崎大学教育学部）

### はじめに

2017年3月に公表された中学校社会科の新しい学習指導要領<sup>1)</sup>には新しく盛り込まれた点がいくつかあり、学校教育の現場では「教育課程の実施と学習評価」における「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」が特に注目を集めている。他方でその中学校社会科の学習指導要領の歴史的分野の内容の取り扱いに関しては「ギリシャ・ローマの文明」の主題について新たな視点が導入された。すなわち中学校社会科歴史的分野の学習指導要領では「3 内容の取扱い」の中の「(3) 内容のB [「近世までの日本とアジア」のこと、筆者注] については、次のとおり取り扱うものとする。」として「ア(1)のアの(ア)の「世界の古代文明」については、(中略) また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。」(39 - 40頁) とされた。

また2017年6月に公表された中学校学習指導要領解説の社会編<sup>2)</sup>では「第1章 総説」の中の「2 社会科改訂の趣旨及び要点」の中の「(2) 改訂の要点」の中の「③ 内容の改善・充実」において「歴史的分野においては、我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。」(14頁) と、同じく「③ 内容の改善・充実」において「歴史的分野における改訂の要点」の主な5点のひとつとして「エ 主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実」と小見出しをつけて「民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実を図った。例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととした。」(19頁) と、そして「第2章 社会科の目標及び内容」の中の「第2節 各分野の目標及び内容」の中の「2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い」の中の「(2) 内容」において「ギリシャ・ローマの文明については、事象を精選し、民主政や共和政など政治制度を中心に扱うようにする。その際、当時の政治制度について、現代につながる面と現代の民主主義とは異なる面の両面を踏まえて理解できるようにするなど主権者の育成の観点にも留意する。」(91頁) とされた。

以上のように新しい学習指導要領およびその解説において中学校社会科において「主権者の育成の観点」から民主政治の来歴などについての学習の充実を図るためにギリシャ・ローマの文明の単元においてギリシャ・ローマの民主政や共和

政などの政治制度を扱うことが新たに提言された。

この新しい提言は、すでに周知のとおりであろうが、去る2015年に行なわれた公職選挙法の改正によって選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、翌年の6月から施行されたことにより、高等学校だけでなくその前の課程の中学校での主権者育成のいっそうの充実が求められることになったことに起因する。

他方で、中学校社会科歴史的分野の教科書の面ではすでに2016年度から使用され始めた東京書籍版『新編新しい社会 歴史』<sup>3)</sup>の中に単元「ギリシャ・ローマ文明」(28 - 29頁)が掲載されている。その中では、古代ギリシャについては「アテネでは、男性の市民全員が参加する民会を中心に民主的な政治が行われていました。」(28頁)と、そして古代ローマについては「ラテン人が造った都市国家のローマは、紀元前6世紀には、貴族を中心とする共和制の国になり、(中略)ローマはさらに紀元前30年には地中海を囲む地域を統一し、同じころ、皇帝が支配する帝政に変わりました。」(29頁)と記述されており、ギリシャ・ローマの民主政や共和政の政治制度が紹介されている。それゆえ今後は中学校社会科歴史的分野において新しい学習指導要領に従ってギリシャ・ローマ文明を扱う単元においていかに教師がその民主政や共和政の政治制度を現代の民主主義の制度と関連づけて扱うかが問われるであろう。さすれば、そのためには教師が古代ギリシャ・ローマの民主政と共和政について当時の政治制度について改めて理解し、さらにそれらが近代民主主義に至るまでにどのように伝承されて認識されてきたかを概略的に知ることが必要となろう。

本稿では中学校社会科の教師が古代ギリシャ・ローマの民主政と共和政について当時の政治制度について改めて理解し、さらにそれらが近代民主主義に至るまでにどのように伝承されて認識されてきたかを概略的に知ることと資する内容を、紙幅の制限から少しばかりではあるが、扱って論じたい。その際、中学校社会科の学習内容にとどまらず、特別活動との関連についても言及したい。

## Ⅰ 古代ギリシャ・ローマの民主政と共和政

### 1. 古代ギリシャの民主政—アテネ民主政を中心に—

古代ギリシャの民主政については、周知のようにこれまでに一般人向けのいくつかの著作の中で紹介されてきているし、中でも橋場弦『丘のうえの民主政—古代アテネの実験』(東京大学出版会, 1997年)<sup>4)</sup>がそれについて詳説しているところである。それゆえ本稿の中では古代ギリシャの民主政についてその特徴のいくつかを、橋場の著作の中で言及されたもの以外のものをできるだけ取りあげる形で、指摘するに留めたい。

古代ギリシャの民主政に関連して新学習指導要領の中で述べられた「当時の政治制度について、現代につながる面と現代の民主主義とは異なる面の両面を踏まえて理解できるように」するという観点から古代ギリシャのアテネの民主政と現代の民主主義を比べるならば、周知のように、前者の直接民主制と後者の間接民

主制の対照点と、前者の身分制社会、特に奴隷の存在や在留外人と女性に参政権がなかったことがすぐに思い浮かぶであろう。中でも古代ギリシャの政治が直接民主制といわれるゆえんは立法・行政・司法の3分野において成人男子市民が参与していたことであるが、特に立法の分野における民会（エクレシア〔ἐκκλησιᾶ〕）の役割が何よりも取り上げられなければならないであろう。

アテネの民会については、前述の橋場の著書の中で詳説されているので、ここではあるギリシャ語碑文の刻文を引用してその民会に関連する事項の特徴を紹介したい。

引用するギリシャ語碑文は、前409年春にアテネ市民が、寡頭派のフリュニコスを暗殺した者たちへ褒賞を授与する民会決議文（*Inscriptiones Graecae*〔以下、*I.G.*と略す〕 I<sup>3</sup> 102<sup>5b</sup>）である。

- [グラウキッ] ポスがア [ル] コンの年 [に]。  
ケドイ区 [のロボン] が書記を務めた。  
評議会に [よって] と民衆によって [決議され]、ヒッポトンティス部族 [がプリュタネ] イアの会を開き、ロボンが書記を務め、フィリスティデ  
5 [スが議長を務め、] グラウキッポスがアルコンを務めた。エラシニデスが [提案する。] トラシュブ罗斯は讃えられるべし、なんとなれば彼は アテナイの民 [衆にとって] 誉れ高き人物であり、また熱心に [精一杯の] 誉れ高き行為をなしたがゆえに。[ポリス] 並びにアテナイの民衆のためにその者がなした誉れ高き行為に報いて、  
10 [その者は黄金の冠をかぶせら] れるべし。また、その冠を [1千] ドラクマで造るべし。 [ヘレノタミアイがその費用をまかなう] べし。[お触れ使が] [ディオニュシア祭の折に] 群衆に次のことを触れまわる、すなわち [民衆がその者に冠を捧げる] 訳を。ディオクレスが提案する。  
15 [他の点は評議会が提案したとおりでであるが、] トラシュ [ブ罗斯がアテナイ人となり、また部族並びに] フラトリアで [その者が望む所に登録されるべし]、また、その他の事どもで [民衆が決議したことは] トラシュブ罗斯のため [に正当であるべし。] [以下のことが許されるべし、すなわちその者が] アテナイ人から  
20 [良かれと思うその他のことどもをさらに得られることを、アテナイ民衆に] [対する] その者の誉れ高き行為を配慮して。また、[記録官は] [制定されたことを記録して掲] 示しておくべし。すぐにも [評議会から5人が] 選ばれるべし、またその者たちは [トラシュブ罗斯の将来の] 持ち分を定めるべし。  
25 [あの時] アテナイ民衆のために功を [なした]

- [その他の者たち, .....10.....] 及びアゴラトス,  
及びコモン [及び.....13.....] 及びシモン及び  
フィリノス及 [び....9.....], 以上は, 功勞者として  
評議会の書記がアクロポリスの石 [碑に]
- 30 [記] 録すべし。[また] アテナイ人が持っているものと同じ [土地]  
[所有権が] 彼らのものとなるべし, [一区画の土地] と家屋並びに  
アテナイ内の住まいについて。[また] その者たちは定 [められた日に] 在  
職中  
の評議会によって, またプリュタネイアによって監督されるべし, なんと  
なれば  
その者たちが害を [蒙らないためにも。この石] 碑は評議 [会の]
- 35 ポーレータイが注文に出すべし。ヘレノタミアイ  
[がその費用をまかなうべし]。その者たちが [他の恩恵に与かるべしと]  
決議されれば, 評議会は事前の評議の上,  
民 [衆の前に提案すべし]。エウディコスが提案する。  
[他の点はディオクレスが提案したとおりである] が, [評議の際に買]
- 40 収されて, アポロ [ドロス] に便宜を図る条令を定めた  
者たちに関して, [評議会は] 最初の会 [期に評議会議場で]  
[協議すべ] し。また, 処罰を科すべし, 買収された  
[者たちが告発され] た後, 法廷に  
[引き渡されて] 最良と思われるところに従って。
- 45 現職の [評議員は] 明らかにすべし, 何かその者たちが  
[知っていること, さらにこのことについて] 知っているその他の者たちを。  
[また] 欲する者があれば, 個人が発言すること [も許されるべし]。  
I.G. I<sup>3</sup> 102 <sup>6)</sup>

本碑文からは3行目の中で「民衆によって [決議され]」たとあるので, それより後に記載されている決議内容が「民衆」, すなわち民会において決議されたことが分かる。この民会決議文は3人の提案から構成されている。すなわち(a)エラシニデス (前406年のアルギヌサイの海戦後に処刑された将軍と考えられる<sup>7)</sup>)の提案で, 内容はカリュドン人のトラシュブロスへフリュニコス暗殺行為により黄金の冠を褒賞として授与する規定, (b)14 - 38行目のディオクレスの提案で, 内容は, トラシュブロスをアテネ市民として登録し, その他の特権を授ける規定と, アゴラトスを初めとする仲間の暗殺陰謀者たちの7人ないし8人へトラシュブロスのものより少ない褒賞を授与する規定, (c)38 - 47行目のエウディコスの提案で, 内容は買収でメガラ人のアポロドロスに便宜を図った者たちについて五百人評議会に調査を命じる規定である<sup>8)</sup>。この条令碑文は, 前5世紀のペリクレス時代のものと同様のアテネ民主政がペロポネソス戦争期の前411年に打倒され,

その直後に樹立された四百人の寡頭派政権の時代にその四百人の指導者のひとりのフリュニコスを暗殺した者たちに、民主政が復興された後に、褒賞を授与することとし、そのひとりのトラシュブロスヘアテナイ市民権を授与することを定めたものである。

この民会決議の碑文を紹介した意義は次の2点である。ひとつ目の意義は、上記のように、この碑文の中には提案者3人分の提案の内容が記録されており、最初のエラシニデスによる提案の後にその提案内容に追加される提案が民会で承認されたことが記録されていることである。換言すれば、この碑文は、会議の主たる提案に対して追加の提案がなされているわけであり、このことは次の2つの側面で中学校の学習課程の中で有用な史料となる。すなわち、第一の側面としては中学校社会科の公民的分野においてわが国の政治制度のうちの国会等において行われる審議の手順のひとつとしてあらかじめ用意された提案に自由に追加提案あるいは修正提案がされることの歴史的先例としての意味がある。この点は加えて、第二の側面としては中学校で行なわれる特別活動の中での生徒総会、生徒会の生徒評議会（中央委員会など）や各種の委員会の活動<sup>9)</sup>の際における審議の手順のひとつとして上記と同じことの歴史的先例の意味ともなる。次に、ふたつ目の意義は、碑文の1 - 5行目の文言であるが、この箇所の中で当該の民会決議が議決された年月、議長・書記の名前が記載されており、このことは、第一に中学校社会科の公民的分野においてわが国の政治制度のうちの国会等において行われる審議の記録の仕方のひとつの歴史的先例としての意味、第二に、同様に中学校で行なわれる特別活動の中での生徒総会、生徒会の生徒評議会（中央委員会など）や各種の委員会の活動の際における審議の記録の仕方のひとつの歴史的先例としての意味がある。詳述するならば、上記の碑文の「[グラウキッ] ポスがア [ル] コンの年 [に]」（1行目）（前410 - 409年）と「ヒッポトンティス部族 / [がブリュタネ] イアの会を開き」の文言（3 - 4行目）（当該の部族が、前410年の夏至の頃から1年をほぼ10等分した月の8番目に当番を務めたことが分かっている<sup>10)</sup>）から、当該の民会決議が、当時のアテネ人にも、そして我々現代人にも、西暦で言い表すと前409年の春の頃ということが分かる。この記録は民会という会議の開催年月を表示する意味がある。そして当該の民会決議碑文の4 - 5行目に議長を務めたのがフィリスティデスという者であること、また2行目と4行目に書記を務めたのがロボンという者であることが記録されており、このことは、同様に、国会等の審議、そして中学校で特別活動として行なわれる生徒総会、生徒会の生徒評議会（中央委員会など）や各種の委員会の活動における記録の歴史的先例としての意味があろう。わが国の国会については、中学校社会科歴史的分野でギリシャ・ローマの文明を学習する中学校1年生の時期においては、教科書の例を挙げるために現行の学習指導要領の下でのことになるが、例えば、小学校6年生用の社会科教科書である日本文教出版版『小学社会6下』<sup>11)</sup>の16-17頁の中に国会の本会議等の様子の写真が掲載されているので、中学生の小学校時

代の社会科の教科書に掲載されている，かかる写真を授業の中で提示しつつそれと古代ギリシャの民会との類似性を指摘するのが有効であろう。

次に古代アテネの民会の議場についてみていくためにそれが開催されたプニユクスの丘の写真に掲載する。



写真1 プニユクスの丘（筆者撮影，2002年）



写真2 演壇（筆者撮影，2002年）

アテネの民会議場の遺跡は丘の斜面に位置し，写真1の中の左側に向かって下りの斜面となっている。そういうわけで民会議場の現在の遺跡では民会に参加した聴衆と演説者の位置関係が，聴衆側が下りの斜面側に座り，現在は斜面の上に位置する演壇とその壇上の演説者を眺めることになる。だが，このようになったのは前400年の頃のことであり，それ以前のペリクレスやアリストファネスの喜劇『アカルナイの人々』上演の時代は聴衆側と演説者の位置関係がそれとは真逆であった<sup>12)</sup>。『アカルナイの人々』の中に登場する主人公のディカイオポリスは民会議場に早めに来て座って自分の畑の方を眺めるが（28 - 33行目）<sup>13)</sup>，彼の所属するアカルナイ区は民会議場から北の方角に離れて位置したし<sup>14)</sup>，当時は演壇が民会議場内のやや北側の位置にあったわけであるから，現在の議場遺跡の着座場と演壇の位置関係とは逆の方向を向いて座っていたわけである。また現在の丘の斜面は前400年の頃の改修より前の姿に近く，ディカイオポリスは斜面下の演壇を見下ろすように座っていたと思われる<sup>15)</sup>。

ところで古代の民主政期のアテネの民会の議場は，上記の写真のとおり，野外であった。このことは，ギリシャの気候風土との関連から中学校社会科の地理的分野と関連づけて授業で取り扱うことができるであろう。東京書籍の『新編新しい社会 地理』<sup>16)</sup>150 - 151頁の中では「世界から見た日本の気候」と題する単元があり，その150頁の中にはギリシャのサントリーニ島の2月と7月の風景写真が掲載されているうえにアテネと東京の雨温図が掲載されている。さらにその見開きページの右側の151頁には釧路，名古屋，高松など日本の6都市の雨温図が掲載されており，日本のそれらの都市の気候とアテネの気候を比較することが容易である。そのような比較から，例えば名古屋の年間降水量が1,535mmであるのに対してアテネの年間降水量が384mmと記載されているので，アテネの年

間降水量が名古屋のそれと比較して約4分の1と少ないことが分かる。それゆえ古代のアテネで民会という議会が野外で開催されていたことに生徒たちは納得がいくであろう。東京書籍版の中学校社会科の地理的分野の教科書では引き続き次期学習指導要領の下でもギリシャの風景写真とアテネおよび日本の諸都市の雨温図が見開きページの中に掲載されて、それらが生徒たちによって容易に比較することが可能であることを願いたい。

## 2. 古代ローマの共和政

古代ローマの共和政についてはその仕組みがよく知られているところである。ローマ共和政の制度については、例えば第一学習社編集部編『グローバルワイド最新世界史図表』（第一学習社、2017年）89頁の中では議会として元老院、平民会、兵員会、そして役職としてディクタトル、コンスル、護民官が挙げられている。

ところで、平民会は次の3種がある。*comitia curiata*（クリア会）、*comitia centuriata*（兵員会）、*comitia tributa*（トリブス会）である<sup>17)</sup>。クリア会は王政時代からある最古の平民会であるが、その権能はしだいに兵員会に引き継がれた<sup>18)</sup>。*comitia centuriata*は参会者が軍装で集まったので<sup>19)</sup>、わが国では兵員会と称されるが、5財産級に基づいて構成されており、人数では最小の最上位財産級が最大数のケントゥリアを占める一方で最下位財産級のプロレタリアがひとつのケントゥリアを占めていたので<sup>20)</sup>、前掲の世界史図表の紙面では「貴族の優位」と記されているわけである。それはともかく、古代ローマの共和政の下では元老院（*senatus*）と平民会（3つの*comitia*を一括りにする）の2種類の議会があることから、周知のとおり、近代議会制においてそれが二院制のモデルとなった。こんにちでも英字新聞紙面ではアメリカ合衆国の上院を言い表す際に *Senate* という語を使用することがよくあるが、これは古代ローマの元老院に由来することはいうまでもない。他方、*consul*の語は、近代においてはフランスのブリュメール18日のクーデタ後に3人の*consul*が統治する、わが国では執政政府または統領政府と呼ばれる政権名に使われたし、さらには領事を意味する。前掲の東京書籍版中学校社会科歴史的分野の教科書の中にはナポレオンについて言及があるものの統領政府については言及がないので（147頁）、古代ローマの授業の中で*consul*の語をわざわざ紹介するほどではないかもしれない。他方、「領事」を指す*consul*の語は、日米修好通商条約の第6条の中に登場するが、前掲の東京書籍版中学校社会科歴史的分野の教科書の155頁では現代語表記の「アメリカ領事裁判所」の箇所が登場するし、さらに高等学校の日本史Bの山川出版社の教科書の中では「亜墨利加コンシュル裁断所」<sup>21)</sup>と表記されている。それゆえ中学校では古代ローマの「コンスル」の語が近代社会になってから「領事」の意味で使われるようになったこととの関連性から古代ローマの授業の中で教師がその語を生徒に紹介してもよいかもしれない。

### 3. 近代の政治制度との関連から

古代ギリシャのアテネの民主政は、周知のとおり18歳以上の男子市民が民会に出席することができるということが主要な要因となってデモクラシーの語を生み出すこととなった。他方、日本史の学習では中学校社会科歴史的分野の中で「大正デモクラシー」が登場する（東京書籍版歴史的分野の教科書の206 - 207頁）。また小学校社会科では例えば日本文教出版版『小学社会6年上』<sup>22)</sup>の中では、「大正デモクラシー」という語は登場しないが、「1925年には、25才以上のすべての男子が選挙権をもつことになりました（普通選挙）。」と記載されている。従って、中学校において生徒の小学校時代の、かかる既知の学習内容を取り上げて、直接民主制と間接民主制の違いはあるものの、普通選挙との関連からアテネの民主主義を取り上げることが可能であろう。

また古代ローマの共和政については、第一にコンスルという役職があり、その就任者2名が毎年、*comitia centuriata*（兵員会）で選出されたことから<sup>23)</sup>、それが広く市民によって選出されるという点からこんにちの共和政を採用する国の大統領職と関連づけて、第二に元老院と平民会の二院の存在の観点からこんにちの大統領を有する国が議会をも有することと関連づけて、ローマ共和政と近現代の共和制国家の類似性を取り上げることが可能であろう。

## II 近代市民革命

本章では古代ギリシャ・ローマの民主政と共和政に関連する事柄が、中学校社会科歴史的分野で取り扱われる単元のうち欧米の近代市民革命と関係する項目についてみてみよう。

中学校社会科の新しい学習指導要領の中では「歴史的分野」の中の「3 内容の取扱い」の中で「(4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。」として「ア(1)のアの(ア)の『市民革命』については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどに関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。」となっている<sup>24)</sup>。学習指導要領の中の文言では「アメリカの独立、フランス革命など」となっており、17世紀のイギリスの革命については言及がないが、従来、中学校社会科歴史的分野の教科書の中ではイギリス革命が扱われてきている。そこで本章ではこのイギリス革命と、アメリカの独立（革命）の2つを取り上げる。

### 1. イギリス革命

こんにちの英語の単語の **republic** は、周知のとおり「共和国」や「共和制（政）」と和訳される。その語の元は、これまた周知のとおり、ラテン語の **res publica** であり、元来は「公共のもの」を意味する。それゆえ、**republic** の類語は、本来は歴史的には古くは「国家」を意味していた。それゆえ、例えば16世紀のフランスの政治家、社会思想家のジャン・ボダン（Jean Bodin）の主著で、



中世的国家概念に反対して近代的主権概念を確立したといわれる<sup>25)</sup> *Six livres de la république*<sup>26)</sup> (1576年) は、わが国では『共和国についての6巻』ではなく通例『国家論6巻』と称される。

その後、republicの類語がこんにちの「共和国」ないしは「共和制(政)」的なものを指す言葉として使われるようになったのは、周知のとおり、イギリスのピューリタン革命の後のクロムウェルによる共和制時代といわれている。そのことを示してくれるのが、ジェームズ・ハリントン (James Harrington) の主著 *The Commonwealth of Oceana* (1656年) (以下、『オシアナ』と略す) であるといわれる。ハリントンの『オシアナ』の中では当時の共和政を意味する言葉として commonwealth がよく使われており、田中浩の和訳では、例えば *The Commonwealth of Oceana* (Toland編)<sup>27)</sup> 61頁の中の the Ship of the Roman Commonwealth の語句は「ローマ共和国」と、そして同76頁の中の popular Commonwealth の語句は「民主的共和国」となっている<sup>28)</sup>。他方で、*The Commonwealth of Oceana* (Toland編) 74頁の中に次のような一節がある。

The Partys into which this Nation was divided, were Temporal, or Spiritual: and the Temporal Partys were especially two, the one *Royalists*, the other *Republicans*: each of which asserted their different Causes, either out of Prudence or Ignorance, out of Interest or Conscience.

この国民が分裂していた党派には、世俗的なものと宗教的なものがあった。そして、世俗的な諸党派は、とくに、ふたつの党派、すなわち、一方は主党、他方は共和派にわかれていた。これら二つの党派の各々は、知恵あるいは無知のために、利益あるいは良心から、それぞれ異なった主義を主張していたのである。(田中浩訳)<sup>29)</sup>

上記で引用された英文の3行目の中に **Republicans** という語があり、この語は、田中浩の翻訳のとおり、「共和派」、しかも引用テキスト中にあるように王党派 (**Royalists**) に対抗するそれを意味する。英単語の republic ではなくその派生語の republican の語ではあるが、上記の例から、古代ローマのラテン語の res publica に由来する語の類語が「国家」的なものを指す語ではなく、こんにちの「共和制」的なものを指すものに意味が変化したことが理解できよう。

## 2. アメリカ独立革命

東京書籍の中学校社会科歴史的分野の教科書である『新編新しい社会 歴史』の中では「近代革命の時代」の見出しの単元の中での「アメリカ合衆国の独立」の小見出しの下に合衆国憲法が定められたことに関する記述が本文の中にある(145頁)。本稿の目的である古代ギリシャ・ローマの民主政・共和政の学習の、

後代の歴史の学習との関連を挙げるならば、このアメリカ合衆国憲法の制定の過程に興味深い歴史事象がある。

それは、諸州による合衆国憲法の批准の前にニューヨークの新聞紙面にA. ハミルトン、J. ジェイ、J. マディソンによって執筆されて連載された、有名な**The Federalist**（以下、『ザ・フェデラリスト』）と題する論説の中にある。以下では岩波文庫の斎藤眞・中野勝郎訳の『ザ・フェデラリスト』<sup>30)</sup>から引用しながら例示しよう。

初めに、マディソンが執筆した『ザ・フェデラリスト』第63篇「上院議員の任期」の中では独立した13の州だけでなくそれを統合する連邦政府の必要性を説くために上院がいかに必要であるかを述べ、それが「人民自身の一時的な過ちや錯覚から人民を守る手段として必要な場合もある」と述べ、「人民が、きまぐれな情念や違法な優遇に刺激を受けたり、あるいは、私欲にまみれた人々の巧妙に仕組まれた不実な代表行為に誤ってみちびかれたりして、あとになると自分たちで大いに後悔」するような「誤った方向に進むのを抑制」するためにも「節度をもち尊敬されている市民の一団〔上院のこと、引用者注〕が介在することはいかに有益であろうか。」<sup>31)</sup>と説いた後で続けて次のような文章がくる。

もし、アテナイ人の政体が人民自身の情念の専制に対する周到な安全策を講じていれば、アテナイの人民がしばしば避けることができなかつた苦悩は、それほど厳しくはなかつたのではなかろうか。もし、そうであったならば、人民の自由は、同じ市民たちに対して、ある日は毒薬を命じ、次の日には彫像を命じているというぬぐい去りがたい非難を免れたのかもしれない。（中野勝郎訳）<sup>32)</sup>

この文章の中の「同じ市民たちに対して、ある日は毒薬を命じ、次の日には彫像を命じている」というのは、過去に45回も将軍職を務めたアテネの政治家のフォキオンがマケドニア軍のムニユキア占領に関する責めの告発を受けて前318年に死刑（執行方法は服毒）となった後にアテネ市民がすぐに後悔してその告発者を死刑に処するとともにフォキオンの彫像作りを決めたことを指すものであり、プルタルコス『フォキオン伝』31 - 38節の中に記録されているできごとである<sup>33)</sup>。また上記の引用文の1行目の「専制」の語は元の英文テキストではギリシヤ語に由来するtyrannyである<sup>34)</sup>。

次に『ザ・フェデラリスト』第10篇「派閥の弊害と連邦制による匡正」の中から次の文章を引用する。

このような見地からすれば、<sup>ビュア・デモクラシー</sup>直接民主政、つまり少数の市民から構成されており、その全市民がみずから集会し、みずから統治する社会を意味する直接民主政は、派閥のもたらす弊害に対してこれを匡正す

ることはできないのである。というのは、〔直接民主政では〕ある共通の感情あるいは利益が、ほとんどあらゆる場合に全員の過半数のもの共鳴するところとなろうからである。したがってまた、弱小の党派や気に入らない個人は、これを切り捨ててしまうという誘惑を抑えるようなものは何もないからである。それゆえに、直接民主政諸国家は、これまでつねに混乱と激論との光景を繰りひろげてきたのであり、個人の安全や財産権とは両立しがたいものとなり、また一般的にその生命は短く、しかもその死滅に際しては暴力をとまなうものとなってきたのである。(斎藤眞訳) <sup>35)</sup>

この中で著者マディソンは、**pure democracy**<sup>36)</sup>という言葉の政治体を想像する際に古代ギリシャの民主政だけを想定したわけではないであろうが、それでもトゥキュディデス『歴史』、アリストテレス『政治学』やプルタルコス英雄伝などの書物からアテネその他の古代ギリシャの民主政で起こったできごとを知っていたであろう。古代ギリシャの民主政のポリスでは、周知のとおり、人数の上では貴族・富裕者が少数であり貧民が多数を占めていた。そこでは多数を占める貧民が大衆として少数者の貴族・富裕者に対して僭主のように振る舞ったと、それは少数者に対する大衆の僭主政(英語でtyranny)であるとよくいわれてきた。またマディソンが「直接民主政諸国家は、これまでつねに混乱と激論との光景を繰りひろげてきた」と記述していることに関連して述べるならば、古代ギリシャ社会ではスタシス(stasis)と呼ばれる内紛が数多く発生したことが知られていることを指摘しておきたい。ゲールケの研究によれば、古代ギリシャでは94のポリスで333件のスタシスが確認され、前4世紀に限れば173件が確認されている<sup>37)</sup>。ただしこれらの事例のすべてが直接民主政の下で起こったわけではない。またマディソンは、おそらくはトゥキュディデス『歴史』、アリストテレス『政治学』、プルタルコス英雄伝などの当時のアメリカの知識人層向けに出版された書物の中から例えばトゥキュディデス『歴史』第3巻第69-85節の中のケルキュラにおけるスタシスの事例などを知ったことであろう。

さらにマディソンは同じく第10篇「派閥の弊害と連邦制による匡正」の中で次のように述べている。

ある特定の州の内部で、派閥の指導者の影響が火をつけることもあるかもしれないが、それが他の州にも及んで広く大火を招くということはありませんであろう。ある宗派が連邦の一地方で政治上の党派にまで墮落することはありえよう。しかし、連邦の全域にわたって多様な宗派が分散している結果、全国的議会が宗派的要因に左右される危険性はまずありません。紙幣増発・債務廃棄・財産均分化への激しい要求や、その他の不当で邪な企ても、特定の州をこえて連邦全体へ波

及するようなことはまずないであろう。(斎藤眞訳) 38)。

この文章の中の「紙幣増発・債務廃棄・財産均分化への激しい要求」という文言がアメリカの独立達成後から『ザ・フェデラリスト』執筆前の時期に起こったシェイズの叛乱 (Shays' Rebellion) を指していることはよく知られている<sup>39)</sup>。それゆえ、この箇所ではマディソンは、独立13州が連邦制を採用すれば、もしある州が派閥の弊害から叛乱という武力衝突を起こしても、それは連邦国家の全域へ波及するようなことはない論じて、連邦制採用の長所を訴えたわけである。それゆえマディソンはかかる自説を述べるために、おそらくは古代ギリシャの「ビュア・デモクラシー直接民主政」ポリスにおけるスタシスの事例をも念頭に置いて国家内の派閥抗争の弊害を述べたわけである。

以上のことから、マディソンは、古代ギリシャの直接民主政ポリスにおける派閥抗争から生じるスタシスの事例を念頭に置いてその派閥抗争の弊害を説き、選挙によって選ばれた上院の議員団という「節度を持ち尊敬されている市民の一団」による議会制民主主義が直接民主政よりも優れていることを論じ、さらにもし独立13州が連邦制を採用すれば、たとえひとつの州が派閥の弊害から紛争を起こしても連邦国家全域へ波及することはないと説いて連邦制の長所を論じたことが分かる。アメリカ合衆国では『ザ・フェデラリスト』の啓蒙活動の影響もあって、その後、連邦制を採用した合衆国憲法が批准されたわけであるから、その憲法の制定及び批准の過程において古代ギリシャの民主政の欠点がいく度となく言及されたことは意義深いといえよう。

### III 結び

2015年の公職選挙法改正によって要請されるようになった主権者育成の観点から、中学校社会科の新しい学習指導要領解説の中で学習指導要領が歴史的分野に関して「民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実を図った。例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととした。」(19頁)<sup>40)</sup>と記載され、古代ギリシャ・ローマ文明の単元の中で「民主政治の来歴」に関連することが取り扱われることになった。そこで本稿では古代ギリシャ・ローマの民主政・共和政に関連する事項のうち教師がその単元を扱ったり教材研究を行なう際に有益と思われる事柄を紹介し、そしてそれら古代の政治制度と近代のイギリス革命・アメリカ独立革命との関連を紹介した。また古代アテネで行われた、民会を中心とした民主政のやり方には複数の提案が受け入れられる点や議長・書記・決議時期の表記の点でこんにちの国会等の審議はもとより、中学校の特別活動の生徒総会、生徒会の生徒評議会(中央委員会など)や各種の委員会の活動にとってもその先例となることを指摘した。歴史学習において教師がこれら

の点に留意することによって中学校社会科歴史的分野のギリシャ・ローマの文明の単元の内容が生徒の今後の公民としての生活にとって有益なものになることを願いたい。

また本稿は次期学習指導要領に則った教科書が作製される前に執筆されたことから、参照した小学校社会科並びに中学校社会科の教科書は現行のものであるために今後は各種の教科書が改訂または改編される予定であるので、本稿の中で挙げた現行教科書中の記述内容、写真、雨温図等が引き続きそれらの改訂または改編を経た教科書の中に掲載されることを願いたい。

#### 註

- (1) 文部科学省「中学校学習指導要領」（2017年3月）（URL: [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf)）。
- (2) 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」（2017年6月）（URL: [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/04/1387018\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/12/04/1387018_3.pdf)）。
- (3) 坂上康俊他『新編新しい社会 歴史』（東京書籍，2016年）。
- (4) この著書については改訂新版として橋場弦『民主主義の源流—古代アテネの実験』（講談社，2016年）がある。
- (5) D.M. Lewis ed., *Inscriptiones Graecae I*<sup>3</sup> (Berlin, 1981).
- (6) 拙著『アテナイの前411年の寡頭派政変と民主政』（溪水社，2008年）176 - 178頁（一部修正）。なお2 - 3行目の「評議会に [よって] と民衆によって [決議され]」たという文言であるが、当該箇所はギリシャ語で [ἔδοχσεν τῆι] βολῆι καὶ τῶι δέμοι（ただし「ê」の字の箇所2つは「ε」に長音記号を付したもの）であり， [edokhsen tēi] bolēi kai tōi dêmoiと読む。この当該箇所は民会決議碑文においては決まり文句であるため，ブラケットの括弧によって挟まれた箇所の刻文が石碑の当該箇所では判読不能の損傷を受けているものの，他の碑文との類推から補われた刻文である。
- (7) 拙著，前掲書，206頁註36を参照せよ。
- (8) トラシュブロス，アポドロス，アゴラトスについて詳しくは，拙著，前掲書，178頁を参照せよ。
- (9) 生徒総会，生徒会の生徒評議会（中央委員会など）や各種の委員会については，現行の学習指導要領においては，文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（2008年9月〔2015年3月付録追加〕）（ぎょうせい，2016年）70 - 71頁の中に言及がある。これに関連して新しい「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（2017年7月）（URL: [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018\\_13\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018_13_1.pdf)）74頁の中では生徒会における組織等として，「生徒

全員で話し合いを行う『生徒総会』, 「『生徒評議会(中央委員会など)』といった審議機関」, 「『生徒会役員会(生徒会執行部など)』や各種の『委員会(常設の委員会や特別に組織される実行委員会など)』など」が挙げられている。加えて、同じく特別活動の新学習指導要領解説の中で「なお、生徒会長等の生徒会役員や各種委員会の委員長等の決定に当たっては、生徒会規則等によって、公正な選挙等により選出されることが望まれる。生徒自らが、選挙管理規則等に従って役員選挙等を運営することにより、生徒会活動は、自治的な活動であるということを一層自覚することになる。」(74頁)と言及されており、生徒会活動の自治的な活動のために「公正な選挙」が望まれていることは、学校教育における主権者の育成の観点から注目に値する。

- (10) R. Meiggs & D. Lewis eds., *A Selection of Greek Historical Inscriptions to the End of the Fifth Century B.C.* (Oxford, 1969; rpt. 1989), no. 84の碑文テキスト (*I.G. I<sup>3</sup> 375*と同じ) の中の27行目にグラウキッポスのアルコンの年の8番目のプリュタネイスの会(当番評議会)をヒッポトンティス部族が務めたことが記録されている (Meiggs & Lewis eds., *op. cit.*, p. 257)。
- (11) 池野範男他『小学社会6年下』(日本文教出版, 2015年) 127頁。
- (12) R. E. ウィッチャーリー (小林文次訳)『古代ギリシャの都市構成』(相模書房, 1980年) 145 - 147頁。
- (13) 野津寛, 平田松吾, 橋本隆夫訳『ギリシア悲劇全集1』(岩波書店, 2008年) 6頁。
- (14) D. Whitehead, *The Demes of Attica 508/7 - ca. 250 B.C.: A Political and Social Study* (Princeton, 1986), p. xxiiiのクレイステネス期の諸区(デーモス)の地図を見よ。
- (15) ウィッチャーリー, 前掲書, 146頁の挿図34「アテナイのプニュクス(推定復元断面図)」を参照せよ。
- (16) 坂上康俊他『新編新しい社会 地理』(東京書籍, 2016年)。
- (17) S. Hornblower & A. Spawforth ed., *The Oxford Classical Dictionary* (4th ed., Oxford, 2012) (以下, *O.C.D.*と略す), p. 357.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*
- (21) 笹山晴生他『詳説日本史』(山川出版社, 2015年) 253頁。
- (22) 池野範男他『小学社会6年上』(日本文教出版, 2016年)。
- (23) *O.C.D.*, p. 368-369.
- (24) 註1に同じ。
- (25) 岩波書店編集部編『岩波西洋人名辞典 増補版』(岩波書店, 2000年) 1378頁。

- (26) ボダンの著書名の表記は J.H. Franklin ed., *Jean Bodin On Sovereignty: For Chapters from The Six Books of the Commonwealth* (Cambridge, 1992; rpt. 1999), p. x による。
- (27) J. Toland ed., *The Oceana and Other Works of James Harrington Esq.* (3rd ed., London, 1747) (= URL: <https://archive.org/details/oceanaotherworks00harr>).
- (28) 田中浩他訳『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想篇 2』(河出書房新社, 1962年) 中の田中浩訳「ハリントン オシアナ」を参照せよ。「ローマ共和国」は266頁上段, 「民主的共和国」は287頁上段。
- (29) 田中訳, 前掲書, 283頁。
- (30) A. ハミルトン, J. ジェイ, J. マディソン (斎藤眞・中野勝郎訳) 『ザ・フェデラリスト』(岩波書店, 1999年/2009年)。
- (31) ハミルトン他, 前掲書, 291 - 292頁。
- (32) ハミルトン他, 前掲書, 292頁。
- (33) 特にフォキオンに対する死刑宣告はプルタルコス『フォキオン伝』34 - 35節, 死刑執行については同37節, アテネ民衆の後悔と彫像建立と公葬については同38節に記述されている。河野与一訳『プルターク英雄伝(九)』(岩波書店, 1956/1977年) 220 - 224頁を参照せよ。
- (34) C. Rossiter ed., *The Federalist Papers* (New York, 1999), p. 352.
- (35) ハミルトン他, 前掲書, 60頁。
- (36) Rossiter ed., *op. cit.*, p. 49.
- (37) スタシスを起こしたギリシャのポリス名とその数については, H-J. Gehrke, *Stasis: Untersuchungen zu den inneren Kriegen in den griechischen Staaten des 5. und 4. Jahrhunderts v. Chr.* (München, 1985), p. 13-199を参照せよ。またスタシスの件数および前4世紀のそのの件数については, Gehrke, *op. cit.*, p. 255-257を参照せよ。
- (38) ハミルトン他, 前掲書, 65頁。
- (39) J.T. Roberts, *Athens on Trial: The Antidemocratic Tradition in Western Thought* (Princeton, 1994), p. 188-189.
- (40) 註2に同じ。

[付記]

なお本稿は, 長崎大学教育学部と附属中学校の共同研究「社会科学研究の成果を生かした社会科学習素材の発掘及びその教材化の研究」(研究代表者 故福田正弘) の活動の成果の一部である。昨年11月に急逝された福田正弘先生に謹んで哀悼の意を表しつつ記す。